

【ポータルメッセージ施行】

保 体 第 5 7 号
令和3年5月11日

県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた
小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への
対応に関する留意事項について（通知）

このことについて、別添資料1のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知
がありましたので、承知願うとともに、学校における感染防止対策を一層徹底願います。

なお、我が県に係る、「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」としての指定は令和3年5
月11日をもって終了となりますが、県独自の緊急事態宣言は継続することとされ、今後も引き
続き、変異株の広がりにも注意しつつ、リバウンド防止に取り組む必要があることから、令和3
年5月12日以降の部活動につきましては、別添資料2により御対応願います。

保健体育安全課
学校保健給食班 服 部
学校体育班 一 條
☎022-211-3666・3667

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間の延長及びまん延防止等重点措置の公示が行われたことを踏まえ、各学校等及び設置者において、改めて感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和3年5月7日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

このたび、内閣総理大臣より、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の4都府県を対象区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の期間が5月31日まで延長されるとともに、愛知県及び福岡県を対象区域として5月12日から5月31日までを期間とし新たに緊急事態宣言が行われました。また、既にまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされていた埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県の措置期間が5月31日まで延長されるとともに、5月9日から5月31日までを期間として北海道、岐阜県及び三重県が新たに重点措置区域とされ、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）が改訂されました。

各学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校高等課程をいう。以下同じ。）及び設置者におかれては、改訂された基本的対処方針等に基づくとともに、下記に御留意の上、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対し、周知いただくようお願いします。

記

1 . 感染症対策の徹底

現在、懸念される変異株の感染者数が増加傾向にあり、各地で変異株の感染者割合が上昇するとともに、急速に従来株から変異株への置き換わりが進みつつある状況にあります。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されております。このような感染状況に鑑み、例えば、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じていただくことなど、各学校等及びその設置者におかれては以下の通知等も踏まえ、感染症対策を一層徹底いただきたいこと。

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知)

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえ た小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年4月23日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20210423-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(令和3年4月28日 Ver.6)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

2 . 部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところですが、一部の部活動で、練習や試合、又はそれに付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが複数発生しているところです。

こうした不十分な対策による感染拡大の事案が今後も発生すれば、他の地域や学校等の部活動や大会の実施にも影響を与えかねないこととなります。

このことも踏まえ、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に属する地域における部活動の実施に当たっては、感染状況に応じて、別紙に示す具体例をもとに、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底していただきたいこと。

3 . 学校教育活動の継続

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。

また、感染不安などを理由とした地域一斉の臨時休業については、子供の学びの保

障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること。特に、小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること。

4 . 変更後の対処方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030507.pdf

(学校の取扱いに係る記載)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

7) 学校等の取扱い

文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

< 本件連絡先 >

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03 - 5253 - 4111(内2918)

部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に所在する各学校においては、以下に示す事項について、改めて確認いただくとともに、部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

< 感染リスクの高い活動等の制限等 >

- 近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動，大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限する。
- 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。
- 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

< 部活動に付随する場面での対策の徹底 >

- 部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- 部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- 寮や寄宿舎は集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいため、平時から健康管理や感染症対策、感染症発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意しておく。

< 学校全体としての取組 >

- 活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- 部活動に参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する。
- 部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。

まん延防止等重点措置解除後の県立学校の部活動等の対応について

宮城県教育委員会

政府の決定により、宮城県における、まん延防止等重点措置を実施すべき区域としての指定は令和3年5月11日をもって終了となったが、今後も引き続き、変異株の広がりにも注意しつつ、リバウンド防止に取り組む必要がある。

このことから、県立学校の部活動については、「部活動での指導ガイドライン（平成30年3月発行宮城県教育委員会）」を踏まえた各校のガイドラインの内容を遵守するとともに、専門家の助言等（※）を踏まえた感染予防対策を徹底した上での活動とする。

また、県高校総合体育大会や県高校総合文化祭に向けた練習試合等については、大会におけるけがの防止などの観点から、その必要性を十分に検討した上で、県内の学校間において必要最小限の範囲で可能とする。

その場合においては、専門家が指摘している

- ①健康チェックをより徹底すること
- ②参加校や参加生徒の地域の感染状況を確認して対応すること
- ③濃厚接触者の判明等、感染拡大の恐れがあることが明確になった場合は即時に中止すること

に、特に留意し、生徒たちがこれまで培ってきた日頃の成果を充分発揮する大きな場である高総体、高総文祭が万全の状態で行えるよう高い意識を持って対応する。

なお、県内の感染状況によっては方針を変更する場合がある。

※ 部活動場面の感染予防対策 ～専門家からの主な助言～

- 体調不良時は活動に参加しない等、休むことのできる環境づくり
 - ・体調不良や症状がある生徒や教職員は参加しない・参加させない。
 - ・自己申告に加えた生徒同士や教職員による健康観察
- 体調不良者の発生を迅速に情報共有する体制づくり
 - ・客観的な身体症状等の健康チェックや体温計測等の確認
 - ・活動開始前には、健康状態に問題がないことを相互で確認する。
- トレーニング室における感染予防の再徹底
 - ・換気の徹底 ・対人距離の確保 ・使用後は共用部分を消毒する。
 - ・できる限りマスクを着用し、会話を控える。
- 活動の前後の予防対策の徹底
 - ・着替え時や部活動の開始前と終了後も継続してマスクを着用する。
 - ・マスクの着用ができないときは距離を取り、会話を控える。
- 他校と練習試合を行う場合の留意点
 - ・参加校や参加生徒が含まれる地域及び近隣地域の流行状況を確認する。
 - ・感染リスクに注意するなど、危機管理体制を確立する。
 - ・感染拡大の恐れがある場合においては、活動を自粛する。